

健康診査及び保健指導、重症化予防等のコラボヘルス推進にかかる覚書

住友生命健康保険組合（以下「組合」）と住友生命保険相互会社（以下「事業所」）は「組合」が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導及び保険事業の一環で実施する人間ドッグ事業等と「事業所」が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診査、健康指導の共同推進を目的に以下の通り、覚書を取り交わすこととする。

1. 目的

加入者の中長期的な生活習慣病予防・重症化予防のため、健診事後フォロー並びに受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

2. 共同推進

上記目的を達成する為、「組合」及び「事業所」は共同で実施する事項について以下の通り定め、各々の事業を推進する。

- (1) 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後フォロー
- (2) 重症化リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨及び受診確認

3. 留意事項

利用目的を重症化予防・生活習慣病予防のための健診事後フォロー・特定保健指導、並びに受診勧奨等の健康管理（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む）に限定し、「組合」及び「事業所」は各々実施する健康診査の結果を互いに提供することとする。また、その際の取扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規定に基づき十分に注意するとともに、住友生命健康保険組合ホームページ等により加入者への周知を徹底する。

なお、本覚書に定めのない事項については、双方協議の上、別途定める。

4. 費用負担

「組合」及び「事業所」は、各々実施する事業にかかる費用を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。

5. その他

「組合」及び「事業所」は、本覚書を証とするため、2通作成し双方記名捺印の上、各1通を所持する。